

27生産第707号
平成27年5月29日

各地方農政局長殿
北海道農政事務所長殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

(農林水産省) 生産局長

「需要に応じた米生産の推進に関する要領」に基づく新規需要米取組計画書の提出期限の延長について

本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、「飼料用米等の戦略作物の生産拡大」が明記されたところであるが、27年産飼料用米の中間的な取組状況を踏まえると、主食用米から飼料用米等への一層の転換が必要となっている。

このため、飼料用米等の生産拡大に向け、下記1のとおり、「需要に応じた米生産の推進に関する要領」(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。)に基づく平成27年産の新規需要米取組計画書の提出期限の延長を行うこととしたので、貴管内の都道府県及び都道府県農業再生協議会に対し内容を通知するとともに、手続が円滑に行われるよう、都道府県及び都道府県農業再生協議会と連携しながら、地域農業再生協議会等関係機関に対し、指導・助言願いたい。

なお、これに伴い、下記2のとおり、平成27年産に係るその他の期限についても延長を行うこととしたので、併せて関係機関に通知願いたい。

記

1 平成27年産の新規需要米取組計画書の提出期限の延長

要領別紙4の第5の1の規定による新規需要米取組計画書の提出期限(6月30日)を7月31日まで延長する。

2 平成27年産に係るその他の期限の延長

(1) 要領別紙4の第4の規定により準じるものとされる要領別紙3の第4の2の規定による新規需要米に係る区分管理計画書の提出期限(6月30日)を7月31日まで延長する。

(2) 要領別紙4の第5の1の規定による新規需要米の出荷に関する契約の締結期限(6月30日)を7月31日まで延長する。

(3) 要領別紙7の第3の2の(1)及び(2)の規定による水稻作付面積の報告期限(7月20日及び7月31日)をそれぞれ8月20日及び8月31日まで延長する。

(4) 「生産製造連携事業計画の認定等事務取扱要領」(平成21年8月14日付け21総食第497号農林水産省総合食料局長通知) 第2の4の規定による新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧の提出期限(6月30日)を7月31日まで延長する。

【担当】

生産局農産部穀物課
水田農業対策室 需給調整班
担当：海老原、山根
電話：03-6744-7135（直通）